

○扶桑町都市緑化推進事業補助金交付要綱

平成23年3月28日要綱第3号

改正

平成24年12月21日要綱第32号

平成26年3月28日要綱第20号

平成31年4月1日要綱第 号

扶桑町都市緑化推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、愛知県が行うあいち森と緑づくり都市緑化推進事業に基づく間接補助事業により、民有地の緑化の経費に対し、予算の範囲内において交付する補助金（以下「補助金」という。）に関し、扶桑町補助金等の予算執行に関する規則（昭和50年扶桑町規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 緑化施設 植栽その他の緑化のための施設をいう。
- (2) 緑化面積 敷地内の緑化施設の面積で、都市緑地法施行規則（昭和49年建設省令第1号）第9条第1号並びに第2号イ及びロの緑化施設の面積の算出方法により算出したものをいう。
- (3) 樹木等 樹木、芝、地被類、つる性植物等で多年生のものをいう。

(補助対象事業)

**第3条** 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、緑の街並み推進事業とし、町内の市街化区域及び市街化調整区域内の既存集落において民有地の建物又は敷地（以下「敷地等」という。）の緑化を進める事業で、次の要件を満たすものとする。

- (1) 緑化面積が50平方メートル以上（生垣については、延長が15メートル以上）であること。（生垣の延長は、幹から幹までの長さとする。）
  - (2) 緑化施設評価認定表（別表第1）による評価基準を満たすものであること。
  - (3) 緑化工法又は緑化資材の営業を目的としたものでないこと。
  - (4) 設置される緑化施設の管理予定者（以下「管理予定者」という。）と補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が同一であること。ただし、管理予定者と申請者との間で、管理予定者が緑化施設の管理義務を負うことの実決めがなされている場合は、この限りでない。
  - (5) 申請者が緑化する敷地等の所有者と異なる場合は、当該所有者の承諾を得ていること。
  - (6) プランター等敷地等に定着せず、移動可能なものを使用していないこと。
  - (7) 民有樹林地活用については、既存民有樹林地の対象規模が200平方メートル以上で、整備する園路等の面積は、50平方メートル以上かつ既存民有樹林地面積の1/4を超えない範囲であること。
- 2 前項の事業は、規則第7条に規定する補助金の交付決定の通知日以後に着手し、かつ、当該年度の3月15日までに第10条に規定する実績報告の手続が完了するものでなければならない。
- 3 この要綱に基づく補助金の交付を受けたことのある敷地等における緑化又は他の補助金の交付を受ける緑化事業は対象としない。

(補助対象者)

**第4条** 補助金の交付の対象となる者は、前条の事業を行う予定であるものであって、町税の滞納をしていない者とする。

2 前項の規定にかかわらず、暴力団（扶桑町暴力団排除条例（平成24年扶桑町条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）の利益になると認めるときは、補助の対象にしない。

（補助金の額）

**第5条** 補助金の額は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、千円未満の端数は、切り捨てるものとする。

（対象経費）

**第5条の2** 補助対象事業に要する経費のうち補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、別表第3に定めるとおりとする。

2 対象経費には消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まないものとする。ただし、以下に掲げる申請者にあつては、消費税等を交付対象経費に含めて交付金額を算定することができる。

- (1) 個人事業者ではない個人
- (2) 消費税法における納税義務者とならない事業者
- (3) 免税事業者
- (4) 簡易課税事業者
- (5) 国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法（昭和63年法律第108号）別表3に掲げる法人
- (6) 国又は地方公共団体の一般会計である事業者
- (7) 課税事業者のうち、課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する事業者

（交付申請）

**第6条** 補助金の交付を受けようとする者は、扶桑町都市緑化推進事業補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1-1）
- (2) 事業費内訳明細書（様式第2）
- (3) 事業費を証明する書類（見積書等）
- (4) 事業場所の位置図
- (5) 事業に係る図面（計画平面図、緑化工法のわかる図面（断面図等））
- (6) 着手前写真（補助金の交付の対象となる緑化工事の未着手がわかる写真）
- (7) 管理者が管理義務を負う旨の取決め書（申請書が第3条第4号ただし書に該当する場合）
- (8) 事業を実施する敷地等の所有者の承諾書（申請者が第3条第5号に該当する場合）
- (9) 維持管理に関する誓約書（様式第3）
- (10) 納税証明書（町税に関わるもの）
- (11) その他町長が必要と認める書類

（交付決定及び通知）

**第7条** 町長は、前条の規定により交付申請があつたときは、速やかにこれを審査し、補助金の交付を適当と認めるときは補助金の交付を決定し、扶桑町都市緑化推進事業補助金交付決定通知書（様式第4）により当該申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、補助金の交付を決定する場合において、次の条件を付するものとする。
- (1) あいち森と緑づくり税を活用した事業により実施した旨を示す事業表示看板（様式第5）を事業実施箇所に設置すること。
  - (2) 事業が完了した後においても、責任をもって当該緑化施設を適正に維持管理すること。  
（申請の取下げ）

**第8条** 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、申請の取下げをするときは、前条の規定による扶桑町都市緑化推進事業補助金交付決定通知書を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を町長に提出しなければならない。

- 2 前項に定める期間内に申請の取下げがなかった場合は、補助事業者には、補助事業を行う義務が発生するものとする。  
（事業内容の変更）

**第9条** 補助事業者は、事業の内容を変更しようとするとき（廃止し、又は中止する場合を含む。）は、直ちに規則第8条の2に規定する補助事業等計画変更承認申請書に事業の変更内容がわかる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- 2 変更後の補助金の交付決定額は、変更前の補助金の交付決定額を超えない額とする。  
（事業実績報告）

**第10条** 補助事業者は、事業が完了したときは、遅滞なく規則第9条に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第6）
- (2) 事業に係る図面（事業実施後の平面図及び緑化工法のわかる図面（断面図等））
- (3) 事業に要した経費の領収書の写し又はそれに類するもの
- (4) 事業実施中及び完了後の写真
- (5) その他町長が必要と認める書類  
（補助金交付額の確定）

**第11条** 町長は、前条の補助事業等実績報告書の提出があったときは、提出書類の審査を行うほか、必要に応じて現地調査及び補助対象事業の成果が交付決定の内容に適合するものであるか調査を行い、適正であると認めたときは、扶桑町都市緑化推進事業補助金確定通知書（様式第7）により補助事業者に通知するものとする。  
（補助金の交付）

**第12条** 補助金は、前条の規定による通知を受けた補助事業者から扶桑町都市緑化推進事業補助金請求書（様式第8）が提出された後、速やかに交付するものとする。  
（状況報告）

**第13条** 補助金の交付を受けた補助事業者は、町長が第7条第2項第2号の目的を達成するために必要と認めるときは、速やかに扶桑町都市緑化推進事業補助対象施設状況報告書（様式第9）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業場所の位置図
- (2) 事業に係る図面（計画平面図、緑化工法のわかる図面（断面図等））
- (3) 状況写真  
（交付決定の取消等）

**第14条** 町長は、補助事業者が規則第10条の規定に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができ。この場合において、交付決定の全部又は一部を取り消すときは、町長は、当該補助事

業者に対し、扶桑町都市緑化推進事業補助金交付決定取消通知書（様式第10）により通知する。

2 町長は、補助事業者が補助金の交付を受けて設置した緑化施設を避けがたい事由により除却する場合は、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（財産の処分の制限）

**第15条** 補助事業者は、補助対象事業により取得した財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、町長の承認を得なければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間又はそれに準ずるものと町長が認める期間を経過している場合は、この限りでない。

2 町長は、補助事業者が承認を得て財産を処分したことにより収入を得たときは、その交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

**第16条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

緑化施設評価認定表

項目	評価基準
公開性	緑化施設が一般に開放されていること。
	緑化施設が公道に接していること、又は誰でも眺望できること。
	緑化施設の状況を、申請者自身のホームページ等で公開できること（ただし、補助金交付から5年間は最低6月に1回の頻度で更新を行うこと。）。
植栽率	緑化面積のうち樹木等の占める面積が60パーセント以上あること。
中高木植栽	高木、中高木による植栽の面積が、緑化面積の25パーセント以上あること。
生垣設置	植栽の延長がすべて公道又は隣地境界に面していること。
	1メートル当たり2本以上植栽していること。
民有樹林地活用	常時一般の人々が立ち入ることができること。
	求めに応じ、一般の人々が立ち入ることができること。
	時間を限って、一般の人々が立ち入ることができること。

備考 評価基準の少なくとも1つに該当すること。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める規定を満たすものとする。

- (1) 生垣設置のみの申請の場合 生垣設置の項目に定める評価基準のすべてに該当すること。
- (2) 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく緑化率の規制がある場合は、定められた緑化率を2パーセント以上上回ること。

別表第2（第5条関係）

事業区分	対象経費	補助金交付額
緑の街並み推進事業	1 緑化事業 屋上緑化、壁面緑化、空地緑化及び駐車場緑化の工事費用のうち、植栽、植栽基盤、灌水施設に係る費用及び生垣設置に係る工事費用。ただし、植栽については、植栽した個体の生育期間が2年を見込めないものは、対象としない。	1 補助金の交付額は、対象経費の2分の1の額とし、次の条件の範囲内とする。 (1) 緑化事業 (イ) 屋上緑化、壁面緑化は、緑化面積に1㎡当たり3万円を乗じて得た額 (ロ) 駐車場緑化は、緑化面積に1㎡当たり2万円を乗じて得た額 (ハ) 空地緑化は、緑化面積に1㎡当たり1万5千円を乗じて得た額 (ニ) 生垣設置は、生垣の延長に1m当た

	<p>2 民有樹林地活用型事業 園路整備、柵、ベンチ、自然解説板、案内板にかかる費用</p>	<p>り5千円を乗じて得た額 (2) 民有樹林地活用型事業 工事対象面積に1㎡当たり1万円を乗じて得た額 2 補助金の交付額は、500万円を上限とする。 3 補助金の交付額が10万円未満の場合は、交付しない。</p>
--	--	--

別表第3 (第5条の2関係)

費用名称	内容
植栽費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植栽材料費 (使用できる植栽の種類は別表第2に記載のとおり)</li> <li>ただし、樹高4.0メートル以上の樹木単価は1本当たり15万円、樹高4.0メートル未満の樹木単価は1本当たり6万円を上限とする。</li> <li>・植栽作業費 (移植手間を含む。)</li> </ul>
植栽基盤費	客土 (客土搬入に伴う残土処理費を含む。)、人工土壌、土壌改良、土留め (植栽土壌を留めるためのものに限る。)、屋上緑化資材、駐車場緑化資材
灌水施設費	散水栓、給水管、排水管
園路整備費 (民有樹林地活用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園路舗装 (路盤、表層)、境界ブロック (舗装を留めるためのものに限る。)</li> <li>・柵、ベンチ、自然解説板、案内板</li> </ul>